

■【トピックス】  
MRJ初飛行！



MRJ（三菱・リージョナル・ジェット）の初飛行が成功しました。当日は朝からネットの映像配信だけでなく、地上波のテレビでも生中継されました。これにより、日本もジェット旅客機の生産に本格的に参入することになります。

戦後、米国企業の下請けに甘んじていた航空機に関する技術が、これから生かされます。愛知県では航空機産業を育成するため、すでに数年前から準備を始めています。今後が楽しみです。

■【今月のキーワード】  
金融商品の損益通算

平成28年1月より金融商品の課税方式が変更されて、損益通算できる範囲が拡大されます。これまでは、債券・公社債等と上場株式等とは課税方式が異なりました。特に債券・公社債等の譲渡損益は損益通算できないかわりに、譲渡益は原則として非課税でした。これを上場株式等と同様に利子や分配金と通算できるようになります。さらに、控除しきれなかった損失については、翌年度以後3年間にわたり、特定公社債等の利子及び譲渡益並びに上場株式等の配当及び譲渡益から繰越控除できます。

■【ビジネス・アイ】  
金融商品の課税方式変更！

- 社長 「そろそろ今年も終わりだね。来年は景気も良くなるといいね」
- 花野 「そうですね。でも、今年も終わったわけではないので、今年中にできることを見直しておいた方がいいですね」
- 社長 「そうかい。でもすぐには思い浮かばないよ。何かあるかなあ？」
- 花野 「社長は、金融商品に投資されていましたよね。金融商品の課税方式が来年から大きく変更されるんですよ」
- 社長 「そうなんだ。具体的にはどうなるのかなあ？」
- 花野 「債券や公社債投信の譲渡等の差損と利息等が通算されます。また、これらと上場株式の譲渡差益等とも通算されます」
- 社長 「それなら、今手持ちの債券の売却は来年にした方がいいのかな？」
- 花野 「必ずしもそうではありません。譲渡損になるような場合には来年売却して損益通算した方が有利ですが、譲渡益になる場合には今年中に処分した方がいいですね」
- 社長 「譲渡益になるときはどのようにして今年中に売却した方がいいの？」
- 花野 「今年中であれば、債券と公社債等の譲渡益は、原則非課税なんですよ」
- 社長 「そうなんだ。さっそく手持ちの債券の時価を調べてみるよ。含み益のあるものは今年中に売却することを検討することにするよ」

■【今月の1冊】  
『プロゴルファーも知らない 優勝請負人キャディのシークレット・メモ』  
清水 重憲 著  
主婦の友社 ¥850

今年の子女子プロゴルフ賞金王最右翼のイ・ボミ選手の専属キャディが昨年出版した本です。

プロとアマの違いが分かるとともに、プロにとってのキャディの重要性が分かります。企業経営に置き換え考えることもできます。いいキャディ（アドバイザー）がいる中小企業経営者の経営する企業は生き残りますね。



■【編集後記】

最近、どういう訳か、20年以上音信がなかった人と偶然会うことが続いています。それもどういう訳か女性ばかりです。年齢50を超えて何かのサインでしょうか？女難の相という訳ではないと思いますが気になりますね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.105（毎月1日発行）

- 定価：2,400円/年 ●発行日：2015.12.1 ●発行人：花野康成
  - 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F  
TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808  
<http://homepage3.nifty.com/binspire/>